

8

税額控除の計算

- (1)調整控除(税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除後の差額に基因する負担増の調整)
- 課税標準額が200万円以下の方
- 次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額を控除
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②課税標準額
- 課税標準額が200万円超2,500万円以下の方
- 次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額を控除
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②課税標準額から200万円を控除した金額

(1)-1 調整控除の種類		金額
基礎控除		5万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
寡婦控除		1万円
勤労学生控除		1万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円

注)納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

(1)-2 調整控除の種類		金額		
		納税者本人の所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

- (2)外国税額控除
- 所得割の納税義務者が外国にその源泉がある所得について、国際二重課税を防止する目的で、一定の金額を限度として控除します(所得税で控除しきれない場合に行われ、その際、県民税から先に控除されます)。
- (3)住宅借入金等特別税額控除
- | | |
|------|---|
| 対象者 | ①平成26年4月～令和7年12月末までに入居した方
②所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の対象となる方 |
| 計算方法 | 次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額を控除します。
(ア)所得税の住宅ローン控除額のうち所得税で控除しきれなかった額
(イ)下表で計算した金額 |
| 控除期間 | 10年または13年 |

	A	B
入居日	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額×7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額×5% (最高97,500円)

※令和4年中に入居した方のうち、消費税10%かつ一定期間内(新築:令和3年9月末まで、分譲住宅等:令和3年11月末まで)に住宅の取得等に係る契約を締結している場合はAの控除額が適用されます。

10

Q&A

【パート収入と配偶者控除】

Q.私は主婦(夫)でパート収入が1年間で100万円ほどあります。私は、市・県民税を納めなくてはならないでしょうか。また、私の夫(妻)は配偶者控除と配偶者特別控除のどちらを受けることができますか。

A.市・県民税は給与収入が93万円(所得が38万円以下)を超えるとかかる場合があります。なお、配偶者控除は、あなたの所得が48万円以下であれば受けることができます。所得の計算は「5 給与収入にかかる給与所得の計算方法」を参照してください。配偶者控除と配偶者特別控除の控除額については下記の表でご確認ください。

妻(夫)のパート収入金額	妻(夫)の市・県民税		夫(妻)が受けられる控除	
	均等割(4,000円)	所得割	配偶者控除	配偶者特別控除
	かからない	かからない	受けられる	
	かかる場合がある	かかる場合がある		

【配偶者控除の控除額】 注)配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられます				
納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
一般配偶者	33万円	22万円	11万円	なし
老人配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円	なし

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	なし
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	なし
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	なし
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	なし
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	なし
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	なし
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	なし
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	なし
133万円超	なし	なし	なし	なし

【亡くなった方の市・県民税】

Q.2月に父が亡くなりましたが、市・県民税の納税通知書が届きました。亡くなっても税金がかかるのでしょうか。

A.市・県民税が課税されるかどうかは、その年の1月1日の現況で判断することになっています。1月2日以後に亡くなった場合は、市・県民税が課税され、その納税義務は相続人に承継されます。

【退職後の市・県民税】

Q.昨年の9月に会社を退職後、納税通知書が送られてきましたが、これは納めなければならないのでしょうか。

A.給与からの特別徴収により市・県民税を納められていた方が会社を退職された場合、退職後には給料から差し引くことができなくなるため、残りの税額を納付書により納める必要があります。また、退職後に再就職した場合、再度給与からの特別徴収ができる場合がありますので、再就職先の給与事務担当者にお問い合わせください。

【収入がない場合の申告】

Q.私は一人暮らしで、前年中の収入はありませんでした。収入がなくても申告をしなければならないのでしょうか。

A.市・県民税の申告書は、国民健康保険税の申告書も兼ねていますので、申告する必要があります。。申告をしていない場合、国民健康保険税や保育料等の軽減が受けられなかったり、所得(課税)証明が発行できなかったりするなど、各種の行政サービスに支障をきたすこともあります。

(4)寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が市民税・県民税から控除されます。

- ①都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)
- ②千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
- ③千葉県又は市が条例により指定した団体に対する寄附金

【控除額の計算方法】

- (1)基本控除額＝((①+②+③)×1－2,000円)×(市民税6%・県民税4%)
- ※1 総所得金額の30%が限度となります。
- (2)特例控除額×2＝(①－2,000円)×(90%－(別途定める割合×3×1.021))
- ※2 市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20%を限度とします。
- ※3 「別途定める割合」は、(課税所得金額－人的控除差額)の金額で異なります。

- ・申告の内容によっては、特例控除額の計算が異なる場合があります。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされた場合でも、5団体を超える地方団体へふるさと納税した場合は、寄附金受領証明書を添付して確定申告をする必要があります。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例申請後に確定申告をされた場合、**ワンストップ特例は無効となりますので、必ず寄付金控除を含めて確定申告をしてください。**
- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。

(5)配当控除		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
区 分				市	県	市	県
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(6)配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額	区分	市民税	県民税
配当割額又は株式譲渡所得割金額	3／5	2／5	

9

税率

(1)総合課税

区分	市民税	県民税
所得割	6%	4%
均等割	3,000円	1,000円

(2)分離課税

区分		市民税	県民税	
分離短期譲渡	一般	5.4%	3.6%	
	軽減	3%	2%	
分離長期譲渡	一般		3%	2%
	優良住宅地の譲渡	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円超	3%(別計算)	2%(別計算)
	所有期間10年超 居住用財産の譲渡	6,000万円以下	2.4%	1.6%
		6,000万円超	3%(別計算)	2%(別計算)
株式等譲渡、上場株式等配当、商品先物取引		3%	2%	
山林		6%	4%	

【年の途中で引っ越した場合の市・県民税】

Q.今年の4月にA市から大網白里市に転入したのですが、どちらの市から納税通知書が送られてくるのでしょうか。

A.市・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村において、前年中の所得に対して課税されることになっていますので、令和7年1月1日にA市に住所があった場合、A市から令和7年度の納税通知書が送られます(課税額がゼロの場合、送付されないことがあります)。

【年金収入のある方の市・県民税の特別徴収】

Q.今年度65歳(4月1日時点)になり、年金から市・県民税が引かれると聞きましたが、どのように変わりますか？

A.年金の特別徴収となる方の市・県民税の納付方法については以下のとおりになります。

納付の方法					
①特別徴収開始1年目(令和7年度より新たに特別徴収の対象となる方)	納期・月	6月	8月	10月	12月 2月
徴収方法	普通徴収 納付書または口座振替 により納めてください			特別徴収 (年金から差し引かれます)	
	税額			年税額の1／6ずつ	

※)年金以外の所得がある方は、別途、納付書、口座振替、または給与からの差引により納めていただく場合があります。

※)特別徴収が行われる年金は、介護保険料が特別徴収されている公的年金です。

※)転出された場合、所得の税額変更があった場合等、一定の条件により特別徴収が中止となることもありますので、左記の納付方法に当てはまらないケースもあります。

②特別徴収2年目以降(令和6年度から引き続き特別徴収されている方)	納期・月	4月 6月 8月	10月 12月 2月
徴収方法	特別徴収(仮徴収)		特別徴収(本徴収)
	税額		(前年度の年税額÷2)÷3ずつ (年税額-仮徴収額)÷3ずつ

11

令和7年度の主な変更点

(1) 定額減税について

1. 対象者
- 令和7年度市民税・県民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円超、1,805万円以下で、生計を一にする配偶者(配偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の方で、国外居住者を除く)を有する方

2. 減税額

令和7年度市民税・県民税の所得割額から1万円を控除します。
※所得割額を上限に減税を行います。

市民税・県民税についてのお問い合わせ先

〒299-3292

千葉県大網白里市大網115番地2

大網白里市役所 税務課 市民税班 TEL 0475-70-0321

開庁時間:8時30分から17時15分まで(土・日・祝日及び年末年始を除く)